

特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託
契約方式（PFS）の導入可能性調査業務説明書

静岡県発注の「特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入可能性調査業務委託」に係る公募型簡易プロポーザル方式に係る手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

本業務は、令和8年度から令和10年度にかけて実施する特定健診受診率向上事業に関して、成果連動型民間委託契約方式（以下「PFS」という。）の導入可能性について調査することを目的とする。

静岡県では、健康で自立した生活を送ることができる健康寿命の延伸を目指しており、本県の健康寿命は男女とも全国1位（令和4年）である。しかし、脳卒中（脳血管疾患）の死亡率が全国的に見ても高く、これが健康寿命を延ばす上での重要な課題となっている。

長期の追跡調査によれば、健康診査を受診している者は、一度も受診したことがない者に比べて脳卒中の死亡率が低いことが明らかになっている。しかし、県内の市町村国民健康保険加入者の特定健康診査（以下「特定健診」という。）受診率は県平均37.3%であり、国が指針（特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針）で定める目標値（60%）に達していない。また、特定健診受診率は、健康保険組合、共済組合、協会けんぽ等加入者の健康診査受診率と比較して低い水準にある。

そこで、特定健診受診率向上事業では、PFSを導入し、民間の自由な発想とアイデアを活用して特定健診受診率の向上を図る。これにより、生活習慣病やその予備軍を早期に発見し、食事指導や運動指導などの特定保健指導につなげることで、脳卒中による死亡を減少させ、健康寿命の延伸を目指す。

(2) 業務内容

特定健診受診率向上事業に関して、PFSの導入可能性について調査する。

業務内容については、内閣府が取りまとめた「PFS 共通のガイドライン」が示す以下のPFSの実施手順によるものとするが、独自に内容を変更することを妨げない。ただし、次のア、イ、ウ及びエのどの項目に該当する内容であることを明確にすること。

ア 社会課題解決のためのPFS導入の検討

特定健診受診率向上事業に関して、PFS導入に係る検討を行う。

(ア) 社会課題の明確化（静岡県における特定健診に関する現状と課題の分析）

(イ) 社会課題の解決に向けた道筋（セオリー）の検討

イ 案件形成

民間事業者等とサウンディング等を実施し、PFSに係る成果指標及び支払条件を提案する。

(ア) 成果指標の選定

(イ) 成果指標の上限値及び下限値の提案

(ウ) 契約期間（評価時期を含む。）の提案

(エ) 支払上限額の提案

(オ) 支払条件の提案

(カ) 成果評価の方法の検討

(キ) 実施体制に関する検討

(ク) 留意事項

ウ 民間事業者の選定・契約

民間事業者等とサウンディング等を実施し、民間事業者の選定・契約に必要な成果水準書や選定基準等を作成する。

(ア) 民間事業者の選定方法の検討

(イ) 成果水準書（案）等の作成

(ウ) 選定基準（案）等の作成

(エ) PFS契約書（案）作成、契約締結方法の検討

エ その他

その他、PFSに関する必要な事項を検討する。

(ア) 事業により得られる知見のPFS事業実施後の展開への活用の検討

(イ) 事業資金（Social Impact Bondなど）確保の検討

(ウ) 関係者（県、市町、民間事業者等）間の調整及び適切な事業実施体制の整理

(エ) その他、PFSに関する必要な事項の検討

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額は、11,000,000円（消費税込み）とする。

(5) 業務実施上の条件

業務の打合せの回数は15回とし、初回、成果納入時の打合せには管理責任者が出席するものとする。なお、作業の進捗に応じて協議の上、打合せ回数を変更できるものとする。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

ア PFSスキーム報告書（令和7年9月30日まで）

- イ 令和8年度PFS契約に向けた報告書（成果水準書等）（令和7年12月26日まで）
- ウ (2)の電子データを記録した CD-R（令和7年12月26日まで）

2 参加表明書を提出するために必要な要件

次の要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 静岡県から入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。
- (6) 静岡県競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (7) 県又はほかの官公庁において、受注実績を有していること。
- (8) 健診・検診の受診率向上に関するPFS（可能性調査を含む。）の業務実績を有していること。

3 参加表明書、業務実績書、提案書及び業務受託見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、業務実績書、提案書及び業務受託見積書を提出すること。業務受託見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が2者以上存在した場合は、契約予定者

を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積りを依頼することがある。

(1) 提出期間

令和7年4月11日（金）から令和7年4月30日（水）まで（持参の場合は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 提出先

別表1に示す、静岡県健康福祉部健康局健康政策課まで持参若しくは郵送にて提出すること。

(3) 提出内容

ア 参加表明書（様式1）	1部
イ 業務実績書（様式2）	1部
ウ 提案書（別表2に示す様式4～7、根拠書類を含む。）	原本1部、写し5部
エ ウのPDF形式データ（根拠書類を含む。）を記録したCD-R	1枚
オ 業務受託見積書（様式8）	1部

4 参加表明書、業務実績書及び提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書（様式1）

様式1により作成すること。

(2) 業務実績書（様式2）

様式2により作成すること。

(3) 提案書（様式4～7）

ア 作成上の基本事項

提案書は、調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。また、他のコンサルタント等の協力を得て又は学識経験者等の援助を受けて業務を実施する場合には、提案書にその旨を明記すること。なお、本説明書において記載された事項以外の内容が提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。

イ 作成方法及び内容に関する留意事項

別表2により作成すること。書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとし、文字サイズは11ポイント以上とする。

ウ 提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、提案書を無効とし、非選定又は非特定とすることがある。

5 本説明書等に対する質問

- (1) 本説明書等に対する質問がある場合は、次に従い書面（様式 3）により提出することとし、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール及び FAX にて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

ア 受付期間

令和 7 年 4 月 11 日（金）から令和 7 年 4 月 18 日（金）まで（持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

イ 提出先

別表 1 に示す、静岡県健康福祉部健康局健康政策課

ウ その他

文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及び FAX 番号、電子メールアドレス等を併記すること。

- (2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から 10 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に質問者に対して電子メール等により行うほか、下記により閲覧に供する。

ア 閲覧期間

回答した日から令和 7 年 4 月 30 日（水）（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 閲覧場所

別表 1 に示す、静岡県健康福祉部健康局健康政策課で閲覧に供するほか、静岡県公式ホームページにて回答を公開する。

静岡県ホームページ「PFS の導入可能性調査に係るプロポーザル」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/proposal.html>>

6 審査対象者の選定

参加表明書及び提案書を提出した者が 5 者を超えた場合は、担当者の経験及び能力、企業の能力等の評価上位 5 者を審査対象者として選定する。

審査対象者に選定された者に対しては、電子メールにより令和 7 年 5 月 2 日（金）に通知するとともに、選定通知書（様式第 1 号）を郵送する。

7 非選定理由に関する事項

参加表明書及び提案書を提出した者のうち、審査対象者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨と、その理由（非選定理由）を電子メールにより令和 7 年 5 月 2 日（金）に通知するとともに、非選定通知書（様式第 2 号）を郵送する。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

提案書の提案内容等について、配置予定の管理責任者に対して、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理

責任者とするが、補助として担当者の出席を認めるものとする。ヒアリングは、「6 審査対象者の選定」により審査対象者に選定された者のみ実施する。

(1) 実施日時

令和7年5月13日（火）

（1社に対し45分程度、詳細な時間については別途通知する。）

(2) 実施方法

原則として、WEBを使用したテレビ電話システムでヒアリングを行う。使用するシステムについては、事前に担当窓口と調整し、通話環境のテストなどを行った上でヒアリングを行う。

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理責任者から提案書の内容について説明

イ 質疑応答

（ア）配置予定の管理責任者の経歴及び業務実績

（イ）提案の内容（実施方針、実施計画）

(4) その他

ア ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

イ 参加時に配置予定の管理責任者であることを確認することができる写真付の身分証明書を持参すること。

ウ 説明に機材等が必要な場合は、提案書にその旨を記載し、ヒアリング時には必要となる機材等を持参すること。

9 契約予定者の特定

(1) 評価方法

プレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案書を評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価結果が同点の場合、「提案内容の妥当性及び実現性」の評価点が最も高い者を契約予定者とする。再評価の結果、評価の最も高い者が2人以上ある場合、その中で見積額の最も低い者を契約予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2人以上ある場合、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、提案書を提出した応募者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その者を契約予定者として特定する。ただし、いずれの場合も評価点の合計が満点の60%に満たない者及びE評価が1つでもある者は、契約予定者として特定しない。

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、電子メールにより令和7年5月20日（火）に通知するとともに、特定通知書（様式第3号）を郵送する。

(3) 業務内容に関する協議

契約予定者として特定された者に対して、令和7年5月26日（月）に仕様書の作成及び適切な予定価格の設定のため、業務内容や算出根拠等についての協議を、原則として、WEBを使用したテレビ電話システムで実施する。

10 非特定理由に関する事項

参加表明書及び提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者（「6 審査対象者の選定」により審査対象者として選定されなかった者を除く。）に対しては、特定されなかった旨と、その理由（非特定理由）を電子メールにより令和7年5月20日（火）に通知するとともに、非特定通知書（様式第4号）を郵送する。

11 契約条件等

(1) 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(2) 契約保証金

免除する。

12 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の方針」により本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

(1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第5号）

(2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（様式第6号）の写し

13 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

(1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。

(3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

14 その他の留意事項

- (1) 手続に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提案書を無効とする。
また、提出された参加表明書又は提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その提案書を無効とする。
 - ア 参加表明書又は提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書又は提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないとともに提出書類に記載された内容の変更を認めない。また、提案書に記載した配置予定の責任者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
- (7) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
- (8) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、提案書の内容のうち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

別表 1 (窓口)

部局名	所在地	電話及び FAX 番号	E-mail
健康福祉部 健康局 健康政策課	〒420-8601 静岡県静岡市葵区 追手町 9 番 6 号	電話 054-221-2404 FAX 054-221-3291	kenkouseisaku @pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 (提案書の作成及び記載上の留意事項)

様式 4 を提案書の表紙として、以下の様式を記載の上、提出すること。

記載事項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
業務の実施体制 (様式 5)	・配置予定を記載する。 ・PFS に関する認識や実績は、参加表明書提出日までに完了している同種又は類似業務を記載すること。 【同種業務】 ○○○○○○○○○○○○○○○業務 【類似業務】 ○○○○○○○○○○○○○○○業務
業務の実施方針 (様式 6)	・ア) 社会課題解決のための PFS 導入の検討、イ) 案件形成、ウ) 民間事業者の選定・契約、エ) その他について記載すること。
業務の実施計画 (様式 7)	・業務の実施方針を達成するための工程を記載すること。
業務受託見積書 (様式 8)	・見積は、業務内容及び提案書に記載した内容を踏まえて必要な経費を算出し作成する。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積を依頼することがある。